



福島医発第2629号(地)

平成23年 3月30日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松田 峻一 良

(公印省略)

東北地方太平洋沖地震に伴う審査支払業務の特例取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴い、各都道府県の国民健康保険団体連合会による平成23年4月支払分(平成23年2月診療分)の診療報酬(調剤報酬を含む。)、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費(以下、「診療報酬等」という。)の審査支払について、厚生労働省保険局国民健康保険課及び高齢者医療課により、別添のとおり通知(事務連絡)が発出され、下記のとおり取り扱う旨、日本医師会より通知が参りましたので、関係会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

【国民健康保険団体連合会(国保連)の場合】

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災、被災地域への医療支援等により、各都道府県の国保連において、平成23年4月支払分(平成23年2月診療分)の保険医療機関等に対する診療報酬等の支払については、当該支払に係る診療報酬等の審査が期日までに行えない状況にある場合は、次のいずれかの方法により対応することが可能です。

① 国民健康保険診療報酬審査委員会及び後期高齢者医療診療報酬審査委員会の定足数の特例

国民健康保険診療報酬審査委員会の定足数の確保が極めて困難である場合は、定足数の10分の1以上の出席により、審査を行うこと。

また、後期高齢者医療診療報酬審査委員会についても、国民健康保険診療報酬審査委員会と同様の取扱いとすること。

② 概算払い

平成23年3月において保険医療機関等に対して支払った診療報酬等の支払額(平成23年1月診療分)をもって、概算払いとすること。

なお、上記取扱いは、平成23年4月支払分(平成23年2月診療分)についてのみに講じられる措置であり、平成23年5月支払分(平成23年3月診療分)の取扱い等については、追って通知される予定です。

【社会保険診療報酬支払基金の場合】

支払基金審査委員会においては、診療報酬請求書の審査の決定をなす場合、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程に基づき、毎月月末までに審査委員の2分の1の出席による第二次審査において決定することとされております。

しかしながら、今回の震災被害の甚大さから、現在、診療担当者が被災地での支援に優先的に対応することが求められており、必要とされる審査委員数の2分の1以上の出席が困難な状況も想定されることから、特例的に、審査員の2分の1未満の出席であっても、審査決定することもやむを得ないと判断されます。

平成 23 年 3 月 23 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東北地方太平洋沖地震に伴う審査支払業務の特例取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴い、各都道府県の国民健康保険団体連合会による平成 23 年 4 月支払分（平成 23 年 2 月診療分）の診療報酬（調剤報酬を含む。）、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費（以下、「診療報酬等」という。）の審査支払について、厚生労働省保険局国民健康保険課及び高齢者医療課より、別添のとおり通知（事務連絡）が発出され、下記のとおり取り扱うこととなりましたのでご連絡申し上げます。

また、同地震に伴い、社会保険診療報酬支払基金各支部における審査委員会の審査決定について、別添とおり、社会保険診療報酬支払基金の照会に対し、厚生労働省保険局保険課長からの回答が発出され、下記のとおり取り扱うこととなりましたので併せてご連絡申し上げます。

記

【国民健康保険団体連合会（国保連）の場合】

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災、被災地域への医療支援等により、各都道府県の国保連において、平成 23 年 4 月支払分（平成 23 年 2 月診療分）の保険医療機関等に対する診療報酬等の支払については、当該支払に係る診療報酬等の審査が期日までに行えない状況にある場合は、次のいずれかの方法により対応することが可能です。

① 国民健康保険診療報酬審査委員会及び後期高齢者医療診療報酬審査委員会の定足数の特例

国民健康保険診療報酬審査委員会の定足数の確保が極めて困難である場合は、定足数の 10 分の 1 以上の出席により、審査を行うこと。

また、後期高齢者医療診療報酬審査委員会についても、国民健康保険診療報酬審査委員会と同様の取扱いとすること。

② 概算払い

平成 23 年 3 月において保険医療機関等に対して支払った診療報酬等の支払額（平成 23 年 1 月診療分）をもって、概算払いとすること。

なお、上記取扱いは、平成23年4月支払分（平成23年2月診療分）についてのみ講じられる措置であり、平成23年5月支払分（平成23年3月診療分）の取扱い等については、追って通知される予定です。

【社会保険診療報酬支払基金の場合】

支払基金審査委員会においては、診療報酬請求書の審査の決定をなす場合、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程に基づき、毎月月末までに審査委員の2分の1の出席による第二次審査において決定することとされております。

しかしながら、今回の震災被害の甚大さから、現在、診療担当者が被災地での支援に優先的に対応することが求められており、必要とされる審査委員数の2分の1以上の出席が困難な状況も想定されることから、特例的に、審査員の2分の1未満の出席であっても、審査決定することもやむを得ないと判断されます。

<添付資料>

1. 東北地方太平洋沖地震に伴い審査支払業務に著しい支障が生じている国民健康保険団体連合会における特例について

（平 23. 3. 18 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課）

2. 東北地方太平洋沖地震による被災支部等の審査決定について

（平 23. 3. 22 事務連絡 厚生労働省保険局保険課長）

〔別添〕東北地方太平洋沖地震による被災支部等の審査決定について

（平 23. 3. 18 社会保険診療報酬支払基金審査企画部長）

事 務 連 絡
平成23年3月18日

都道府県民生主管部（局）
都道府県国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

} 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

東北地方太平洋沖地震に伴い審査支払業務に著しい支障が生じている
国民健康保険団体連合会における特例について

今般の東北地方太平洋沖地震に伴い審査支払業務に著しい支障が生じている国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）による平成23年4月支払分の診療報酬（調剤報酬を含む。）、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費（以下「診療報酬等」という。）の審査支払については、保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）に対する支払に支障が生じないように、下記のように取り扱うこととしたので貴管内国保連及び保険者に対する周知等に遺漏なきよう期されたい。

記

1. 平成23年4月支払分（平成23年2月診療分）の診療報酬等の審査方法等
平成23年4月支払分（平成23年2月診療分）の保険医療機関等に対する診療報酬等の支払については、当該支払に係る診療報酬等の審査が期日までに行えない状況にある場合は、次のいずれかの方法により対応して差し支えない。
(1) 国民健康保険診療報酬審査委員会及び後期高齢者医療診療報酬審査委員会の定足数の特例

国民健康保険診療報酬審査委員会の定足数の確保が極めて困難である場合は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第40条第1項の規定にかかわらず、定足数の十分の一以上の出席により、審査を行うこと。

また、後期高齢者医療診療報酬審査委員会については、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第113条により国民健康保険法施行規則を準用していることから、国民健康保険診療報酬審査委員会と同様の取扱いとすること。

（2）概算払い

保険医療機関等に対する診療報酬等の平成23年3月支払分（平成23年1月診療分）の支払額をもって、概算払いとすること。

2. その他留意事項

- （1）この措置は、保険医療機関等に対する診療報酬等の平成23年4月支払分（平成23年2月診療分）についてのみ講じられる措置であり、平成23年5月支払い分（平成23年3月診療分）以降の取扱いについては、おって通知する。
- （2）1（2）の措置を講じた場合の、診療報酬等の支払額の精算等に関する事項については、おって通知する。

事 務 連 絡

平成23年3月22日

社会保険診療報酬支払基金

審 査 企 画 部 長 殿

厚生労働省保険局保険課長

東北地方太平洋沖地震による被災支部等の審査決定について

平成23年3月18日付けで照会（別添）があった審査委員会の決定の取扱いについては、今回の東北地方太平洋沖地震の被害が甚大であり、現在、診療担当者が被災地での支援に優先的に対応することが求められている状況等を踏まえ、特例的に審査委員の2分の1未満の出席で審査決定をすることもやむを得ないと解する。

あわせて、適正な審査の確保の観点から、被災地の状況等を踏まえつつ、できるだけ早期に必要な審査決定の体制を確保いただくよう、お願いしたい。

なお、この取扱いは、保険局医療課にも協議済みである旨申し添える。

平成 23 年 3 月 18 日

厚生労働省保険局
保 険 課 長 殿

社会保険診療報酬支払基金
審 査 企 画 部 長

東北地方太平洋沖地震による被災支部等の審査決定について

現在、支払基金審査委員会においては、診療報酬請求書の審査の決定をなす場合、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和 23 年 12 月 13 日 厚生省令第 58 号）第 2 条第 1 項に基づき、毎月月末までに審査委員の 2 分の 1 以上の出席による第二次審査において決定しております。

しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、同月内の審査委員会を開催するに当たり、被災支部においては、審査委員の安否確認も行えていない状況にあるほか、審査委員が被災地へ救援派遣されるなど、審査決定を行う第二次審査において、必要とされる審査委員数の 2 分の 1 以上の出席が困難な状況も想定されます。

つきましては、下記の件についてご教示願います。

記

【照会事項】

被災支部など、審査委員定足数の確保が極めて困難な支部にあつては、同規程第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、審査委員の 2 分の 1 未満の出席により審査決定することとしても差し支えないか。

(参考)

※ 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和 23 年 12 月 13 日 厚生省令第 58 号）

第 2 条第 1 項

審査委員会において、診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があつた場合の再審査を含む。第 3 項を除き、以下同じ。）の決定をなす場合には、審査委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ審査の決定をすることができない。

第 2 条第 2 項

審査委員会において、審査のため必要ある場合には、審査委員の担当を定めて、あらかじめ審査をすることができる。

第 3 条

審査委員会は、毎月分につき、前月分の診療報酬請求書を、その月の末日までに審査しなければならない。

第 7 条第 2 項

審査委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。